

岩手県告示第 224 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、家畜の監視伝染病の発生を予防するため、次のとおり検査を実施する。

平成 20 年 3 月 25 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 実施の目的 ブルセラ病の発生予防
  - (2) 実施する区域 次に掲げる区域とする。
    - ア 全市町村
    - イ 八幡平市、岩手町、滝沢村、金ヶ崎町、大船渡市、陸前高田市、遠野市、洋野町及び二戸市
  - (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
    - ア 家畜の種類 牛
    - イ 家畜の範囲
      - (ア) (2)アに掲げる区域にあつては、同区域内で飼育する牛でブルセラ病の発生を予防するため家畜保健衛生所長がブルセラ病の検査をする必要があると認めた牛
      - (イ) (2)イに掲げる区域にあつては、同区域内で搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛（生後90日未満のものを除く。）
  - (4) 実施の期日及び場所 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する期日及び場所
  - (5) 検査の方法 家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林水産省令第35号）第9条の規定による方法
  - (6) 手数料 検査の際1頭につき420円を岩手県収入証紙をもって納付するものとする。
- 2 (1) 実施の目的 結核病の発生予防
  - (2) 実施する区域 次に掲げる区域とする。
    - ア 全市町村
    - イ 八幡平市、岩手町、滝沢村、金ヶ崎町、大船渡市、陸前高田市、遠野市、洋野町及び二戸市
  - (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
    - ア 家畜の種類 牛
    - イ 家畜の範囲
      - (ア) (2)アに掲げる区域にあつては、同区域内で飼育する牛で結核病の発生を予防するため家畜保健衛生所長が結核病の検査をする必要があると認めた牛
      - (イ) (2)イに掲げる区域にあつては、同区域内で搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛（生後90日未満のものを除く。）
  - (4) 実施の期日及び場所 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する期日及び場所
  - (5) 検査の方法 家畜伝染病予防法施行規則第9条の規定による方法
  - (6) 手数料 検査の際1頭につき420円を岩手県収入証紙をもって納付するものとする。
- 3 (1) 実施の目的 ヨーネ病の発生予防
  - (2) 実施する区域 次に掲げる区域とする。
    - ア 全市町村
    - イ 八幡平市、岩手町、滝沢村、金ヶ崎町、大船渡市、陸前高田市、遠野市、洋野町及び二戸市
    - ウ 盛岡市、八幡平市、雫石町、岩手町、滝沢村、紫波町、山田町、遠野市、釜石市、大槌町、洋野町及び二戸市
  - (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 家畜の種類 牛

イ 家畜の範囲

(ア) (2)アに掲げる区域にあつては、同区域内で飼育する牛でヨーネ病の発生を予防するため家畜保健衛生所長がヨーネ病の検査をする必要があると認めた牛

(イ) (2)イに掲げる区域にあつては、同区域内で搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛（生後1年未満のもの及びヨーネ病の発生があつた農場で飼育し家畜伝染病予防法第51条の規定に基づき検査するものを除く。）

(ウ) (2)ウに掲げる地域にあつては、同区域内で繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養している肉用雌牛（生後1年未満のもの及びヨーネ病の発生があつた農場で飼育し家畜伝染病予防法第51条の規定に基づき検査するものを除く。）

(4) 実施の期日及び場所 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する期日及び場所

(5) 検査の方法 家畜伝染病予防法施行規則第9条の規定による方法

(6) 手数料 検査の際1頭につき720円（1及び2の検査を同時に受ける場合にあつては、420円）を岩手県収入証紙をもって納付するものとする。

4(1) 実施の目的 馬伝染性貧血の発生予防

(2) 実施する区域 全市町村

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 家畜の種類 馬

イ 家畜の範囲 (2)の区域内で飼育する馬（生後180日未満のものを除く。）

(4) 実施の期日及び場所 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する期日及び場所

(5) 検査の方法 家畜伝染病予防法施行規則第9条の規定による方法

(6) 手数料 検査の際1頭につき1,200円を岩手県収入証紙をもって納付するものとする。

5(1) 実施の目的 <sup>そ</sup>腐蝕病の発生予防

(2) 実施する区域 全市町村

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 家畜の種類 みつばち

イ 家畜の範囲 (2)の区域内で飼育するほう群

(4) 実施の期日及び場所 平成20年4月1日から同年12月28日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する期日及び場所

(5) 検査の方法 臨床検査及び細菌検査

(6) 手数料 検査の際1ほう群につき70円を岩手県収入証紙をもって納付するものとする。

6(1) 実施の目的 豚オーエスキー病の発生予防

(2) 実施する区域 全市町村

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 家畜の種類 豚

イ 家畜の範囲 (2)の区域内で飼育する豚で豚オーエスキー病の発生を予防するため家畜保健衛生所長が豚オーエスキー病の検査をする必要があると認めた豚

(4) 実施の期日及び場所 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する期日及び場所

(5) 検査の方法 臨床検査及び血清学的検査

(6) 手数料 検査の際1頭につき530円を岩手県収入証紙をもって納付するものとする。

- 7(1) 実施の目的 伝達性海綿状脳症の発生予防
- (2) 実施する区域 全市町村
- (3) 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲
  - ア 家畜の死体の種類 牛の死体
  - イ 家畜の死体の範囲 (2)の区域内で生じた牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)第6条第1項による届出の対象となる牛の死体(同法第6条第2項ただし書に該当する場合を除く。)
- (4) 実施の期日及び場所 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する期日及び場所
- (5) 検査の方法 家畜伝染病予防法施行規則第9条の規定による方法